

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第15号 令和5年12月28日発行



「盛岡広域成年後見専門職連絡会議」を開催しました

12月5日(火)、岩手教育会館にて、「盛岡広域成年後見専門職連絡会議」を開催しました。成年後見制度の利用促進、運用の改善を進める体制づくりの一環として、専門職団体の皆様にお集まりいただき、成年後見業務に関する現状、課題等について情報交換を行いました。

当日は、各団体の後見業務の現状・課題、市民後見人との複数後見における課題、各団体の後見業務に関するガイドライン等を主なテーマに情報交換を行いました。(参加団体等は下記参照)

○ 現状・課題

受任件数は増加傾向にあるが受任者の確保が難しくなっているといった現状の他、後見業務への取り組みは後発であり、PRに務めているとする団体もありました。

なお、法テラスの利用が難しく、法的な行為に対しての後見報酬も十分とは言い難い(弁護士会)、他に仕事をもちながら受任している者が多く、金融機関の統廃合や昼休みの窓口閉鎖は痛手(社会福祉士会)という意見もありました。

また、無報酬案件が1割程あること、受任当初は報酬を得られていたがその後、本人の資力が乏しくなり、報酬が得られなくなる事案もある、無報酬案件は公的助成で支えていくべきであるという意見も出ました。このことについて、盛岡市からは、三士会にアンケートを行う等、検討中であるとのことでした。他の市町も検討中、広域で足並みを揃えて取り組んでいきたいとのコメントがありました。

○ 市民後見人との複数後見における課題

市民後見人は、弁護士、司法書士、社会福祉士のいずれかの専門職との複数で後見活動をスタートさせています。被後見人の抱えている課題は様々であり、専門職の皆様は、辞任のタイミングについて模索しているとのことでした。当センターからは、11月末現在で独り立ちした市民後見人は2名であること、独り立ちした市民後見人に対しても引き続きバックアップしていくことを伝えました。

○ 後見業務に関するガイドライン等

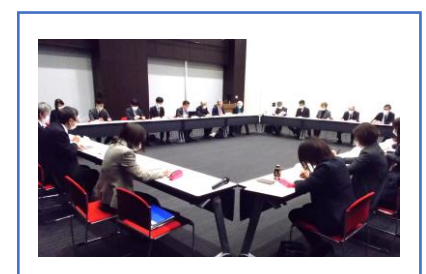
各団体とも後見業務の拠り所となるガイドラインや倫理綱領等を定めていること、ガイドライン等には、意思決定支援の重要性について記載されていることが確認できました。

【専門職連絡会議出席団体】

- ・岩手弁護士会 ・岩手県司法書士会 ・岩手県社会福祉士会
- ・岩手県精神保健福祉士会 ・岩手県社会保険労務士会
- ・岩手県行政書士会 ・東北税理士会岩手県支部連合会

【アドバイザー参加】

- ・盛岡家庭裁判所
- ・日本司法支援センター岩手地方事務所
- ・盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町・岩手町



盛岡地域市民後見人養成講座について

市民後見人の養成は、基本となる「①盛岡地域市民後見人養成講座（全9回 50時間）」、その養成講座修了者に対しての「フォローアップ研修」（全2回 10時間）、さらには市民後見人として活動することを希望し市民後見人候補者名簿に登録された方を対象とする「定期研修」の3段階の構成で実施しています。今年度の養成講座は9月13日に終了し、その後、フォローアップ研修、定期研修を実施しました。

「フォローアップ研修」

10月19日(木)及び20日(金)の2日間、計10時間のプログラムで市民後見人養成講座の修了者を対象にフォローアップ研修を開催しました。

今年度の養成講座終了者を中心に11名が参加しました。

研修は、市民後見人としての活動を見据え、成年後見業務を行う上で必要となる専門的な知識等をより深く学んでいただく内容となっています。

具体的な科目は、「人権擁護と成年後見」、「市民後見人の支援について」、「意思決定支援」、「代理・取消し・同意について」、「支援の実際」となっています。

講師には、弁護士、社会福祉士、行政に加え、活動中の市民後見人及び当法人の支援スタッフ（後見業務を担当）も対応しました。

受講者は、熱心に講義に耳を傾けていました。終了後のアンケートには、「後見活動の実際の話を知ることがとてもよかった。」「後見活動について具体的なイメージを持つことが出来た。」等の感想と併せ、「大変さもあると思うがとてもやりがいのある仕事と感じた。」といった感想も多数寄せられました。

今回、フォローアップ研修を受けた皆さんが市民後見人として活動する日も近いのではないかと思います。大変頼もしく感じたところででした。



「定期研修（第2回）」

定期研修は、市民後見人候補者名簿登録者に対し、定期的に学習する機会を設けることにより、市民後見人として活動する際に必要となる知識・技術のさらなる向上を図るとともに活動意欲の保持につなげることを目的に例年、年2回実施しています。今年度第1回目の研修は6月に実施、今回、12月7日に第2回の研修を実施しました。

当日は、市民後見人候補者名簿登録者37名が参加しました。

研修では、活動中の市民後見人による実践報告の他、盛岡保護観察所より更生保護について講義していただきました。市民後見人の実践報告を通じて、受講者の皆さんには受任に向けての理解を深めていただきました。また、更生保護は、あまり馴染みのない分野ですがわかりやすく講義していただき、後見制度との連携も必要なこと等、新たな知識を身につけていただきました。



地域の方向け成年後見制度講演会を開催しました

10月3日(火)、岩手町にて「成年後見制度を活かそう～共生社会を目指して～」をテーマに地域の方を対象にした講演会を開催しました。この講演会は、例年、当センターが委託を受けている市町に出向き、実施しているものです。今年度は、新たに委託に参加された岩手町で開催しました。当日は、岩手町にお住まいの方々を中心に50名を超える参加をいただきました。

講師の石橋弁護士（特定非営利活動法人成年後見センターもりおか理事長）からは、私達のくらしと成年後見制度の関りについて、具体的な事例を交えて説明いただいた他、成年後見制度の成立と経緯や制度の利用状況や課題等についてもわかりやすくお話していただきました。後見制度は、財産管理が強調されている傾向にあるが「本人にとって何が一番大切か」本人の意思決定支援が重視される流れにあること、成年後見制度を活かして、高齢者も障がい者もともに生きていく共生社会を目指しましょう、と結ばれました。



○相談状況

4月～11月までの相談状況 ※昨年同月比で69件増

(単位：件)

相談件数	相談形態				主な相談内容					相談対象者			
	電話	来所	訪問	その他	財産管理	身上監護	制度内容	申立手続	その他	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
11月末 現在 483件	297	143	37	6	2	0	225	213	43	277	60	91	55

○申立支援状況 (当センターが支援し、盛岡家庭裁判所に申立に至った件数)

(単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	備考
1	0	6	0	2	2	4	1	16	令和4年度 26件

○広域センター活動状況



当センターでは、相談や申立支援を始め、様々な業務に対応しています。一部、ご紹介します。

・盛岡家庭裁判所主催の家事関係機関との連絡協議会に出席 (10月6日)

例年、出席させていただいていますが今年度は、現在、活動中の市民後見人と一緒に出席しました。市民後見人が直接、活動について説明する機会をいただきました。

・市民後見人受任者調整検討会議 (10月20日・11月27日)

三士会(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)の各委員に市民後見人が相応しい案件が検討していただきました。10月は盛岡市長申立案件1件、11月は盛岡市長申立案件2件、広域センター申立支援案件1件を検討いただき、いずれの案件も市民後見人が適とされました。(専門職との複数後見)

・市民後見人情報交換会 (10月26日・11月22日・12月20日)

毎月、活動中の市民後見人(推薦者や終了者含む)の集まりを持っています。市民後見人は、10月以降、新たに5名が選任され、現在、19名が活動中です。また、複数後見の相手方の専門職が辞任し、単独受任になった方も新たに1名誕生し、単独受任は2名となりました。

情報交換会では、ケース検討や研修を行っています。また、今年度は、市民後見人の倫理綱領・行動指針の策定に向けて毎回、熱心な議論を重ねており、間もなく完成予定です。

・他団体の活動から学ぶ (10月27日)

当法人では、10月に山形県で社会福祉士事務所を開設し、後見人としても活動中の柴田先生をお招きし、スタッフの研修会を実施しました。せっかくの機会であり、市民後見人及び名簿登録者の皆さんにも声をかけたところ21名の参加を得ました。柴田先生からは、意思決定支援にや後見業務の活動の視点について、具体例を通じてわかりやすくお話いただき、大変有意義な研修会でした。

・出前講座への対応 (11月8日、11月9日、11月15日、12月14日)

昨年度まで、新型コロナウイルスの関係で出前講座の依頼は低調でしたが今年度は、各方面から依頼を受けています。民生児童委員協議会や居宅介護事業所、相談事業所の研修会、地域のネットワーク会議での制度説明等、貴重な機会をいただいています。

盛岡広域成年後見センターの業務予定



■1月16日(火)13:30~ ■1月17日(水)13:30~

盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会「実務者ネットワーク会議」

16日は地域包括支援センター及び介護支援センターの皆様を対象に、17日は基幹相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、精神科病院の相談室の皆様を対象に実務者ネットワーク会議を開催します。成年後見制度を巡る課題等について情報交換を行います。【会場：岩手教育会館】

■1月23日(火)13:30~ 盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会（親会議）

制度の利用を促進していくうえでのさまざまな課題等について、法律職、医療、福祉、金融、行政等の関係者で共有し、よりよい制度運用の改善を目指していくことを目的に「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を開催します。【会場：岩手教育会館】

■1月24日(水)13:30~ 市民後見人情報交換会

市民後見人として活動中の方や市民後見人候補者として家庭裁判所に推薦された方等を対象に情報交換会を行います。【会場：岩手教育会館】

■1月25日(木)10:00~ 盛岡広域市民後見人受任者調整検討会議

首長申立事案や広域センターが申立支援した事案について、市民後見人が相応しいかを三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）の委員の皆様にご検討いただきます。【会場：岩手教育会館】

■2月5日(月)13:30~ 講演会

テーマ「暮らしを支える意思決定支援」 講師 淑徳大学副学長 鈴木 敏彦氏

成年後見業務に関わる専門職や関係する機関等の皆様を対象に利用者一人ひとりに寄り添った制度の推進が図られるよう、意思決定支援についての理解を深めていくことを目的に講演会を開催します。

※要事前申込、詳細はHPをご覧ください。

【会場：岩手教育会館】

成年後見制度の相談について

- ・制度や申立手続きについて詳しく知りたい
 - ・親族後見人になったが事務処理に不安がある
- など、お気軽にご相談ください。

相談方法 ① 電話相談

② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）

③ 出前相談（来所が難しい場合は、施設等へ出向くことも可能です。）

相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

※来所相談や出前相談をご希望の場合は、事前にご予約をお願いします。

※お車で相談にいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間分の駐車券を差上げます。

来所相談のメリット

- ・資料を見ながら説明を聞くことができる
- ・夫婦や親子等で一緒に話を聞くことができる
- ・制度や申立てについての理解が深まる

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号

（岩手教育会館2階）

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

